

【表紙】

【提出書類】 臨時報告書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 2022年7月1日

【会社名】 新電元工業株式会社

【英訳名】 Shindengen Electric Manufacturing Co.,Ltd.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 鈴木 吉憲

【本店の所在の場所】 東京都千代田区大手町二丁目2番1号
(同所は登記上の本店所在地で実際の業務は「最寄りの連絡場所」で行っております。)

【電話番号】 (03) 3279-4431 (代表)

【事務連絡者氏名】 経営企画室企画部長 松原 功

【最寄りの連絡場所】 埼玉県朝霞市幸町三丁目14番1号

【電話番号】 (048) 483-5311 (代表)

【事務連絡者氏名】 経営企画室企画部長 松原 功

【縦覧に供する場所】 新電元工業株式会社 大阪支店
(大阪府大阪市中央区南船場二丁目3番2号)
新電元工業株式会社 名古屋支店
(愛知県名古屋市中区錦一丁目19番24号)
株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1 【提出理由】

2022年6月29日開催の当社第98回定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2 【報告内容】

(1) 当該株主総会が開催された年月日

2022年6月29日

(2) 当該決議事項の内容

第1号議案 剰余金処分の件
期末配当に関する事項
当社普通株式1株につき金100円

第2号議案 定款一部変更の件

「会社法の一部を改正する法律」（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されることに伴い、株主総会資料の電子提供制度導入に備えるため、次のとおり当社定款を変更する。

- (1) 株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるため、第22条第1項を新設する。
- (2) 書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定するため、第22条第2項を新設する。
- (3) 株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の規定（現行定款第22条）は不要となるため、これを削除する。
- (4) 上記の新設・削除に伴い、効力発生日に関する附則を設ける。

第3号議案 取締役6名選任の件

取締役として、鈴木吉憲、根岸康美、堀口健治、田中信吉、橋元秀行、重本彰子を選任する。

第4号議案 補欠監査役1名選任の件

補欠監査役として、千葉昌治を選任する。

第5号議案 当社株式の大量買付行為への対応方針（買収防衛策）の継続の件

(3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成 (個)	反対 (個)	棄権 (個)	賛成比率 (%)	決議結果
第1号議案	83,455	120	—	99.73	可決
第2号議案	83,383	190	2	99.64	可決
第3号議案					
鈴木 吉憲	75,953	7,622	—	90.76	可決
根岸 康美	83,299	276	—	99.54	可決
堀口 健治	83,303	272	—	99.54	可決
田中 信吉	83,290	285	—	99.53	可決
橋元 秀行	83,269	306	—	99.50	可決
重本 彰子	83,407	168	—	99.67	可決
第4号議案					
千葉 昌治	83,277	161	137	99.51	可決
第5号議案	60,277	23,298	—	72.03	可決

(注) 各議案の可決要件は次のとおりです。

- ・第1号議案および第5号議案については、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数の賛成であります。
- ・第2号議案については、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成であります。
- ・第3号議案および第4号議案については、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の過半数の賛成であります。

(4) 議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本株主総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主から各議案の賛否に関して確認できた議決権の集計により各決議事項が可決されるための要件を満たし、会社法に則って決議が成立したため、本株主総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない一部の議決権の数は加算しておりません。

以 上